

会議録

名 称	鹿沼市子ども・子育て会議
日 時	令和5年2月7日（火）午前10時00分～11時30分
場 所	菊沢コミュニティセンター
出席者	<p>委員（敬称略）</p> <p>星順子、寺崎勝利、谷中貴志、室田かおる、石田雅美、永田由美子、植木良充、青木美智子、石川さやか、加藤美智子、石川洋一、篠原良一</p> <p>市：黒川こども未来部長、小堀保育課長、飯塚こども総合サポートセンター長、江田保育推進係長、白井課長補佐兼保育認定係長、川中子こども・家庭相談係長、岡崎総合サポート係長、高橋母子健康係長</p> <p>事務局：杉山子育て支援課長、福田こども支援係長</p> <p>欠席委員（敬称略）</p> <p>田崎薫、小野口正子、栗原森人、佐藤彰彦、細川朋子、茂呂英運</p>
内容及び結果	<p>1. 開会</p> <p>2. 新委員紹介</p> <p>3. 副会長の選出 青木美智子委員を選出</p> <p>4. 会長あいさつ（星順子会長）</p> <p>5. 議事</p> <p>（1）鹿沼市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて 各担当係長等が資料に沿って説明</p> <p>（石川さやか委員）子育て短期支援事業について、計画よりも利用者が増えているが、その理由は何か。</p> <p>（川中子係長）結果として、本事業について必要な家庭が増加したということかと思われる。</p> <p>（石川さやか委員）一時預かり事業について、幼稚園も保育園も実績が下回っているのに、幼稚園のみ見直しを行うのはなぜか。</p> <p>（白井補佐）幼稚園の一時預かりは在園児を対象としており、保育園は在園児ではなく、保育所等に行っていない幼児を預かりの対象としている。そのため、保育園については、コロナの影響を受け、一時的に利用が減少したものと判断した。</p> <p>（篠原委員）子育て短期支援事業について、利用の理由として、保護者の疾病でなく、子どもと2人だけで向き合っているとふさぎ込む親もおり、それが虐待へとつながる場合、それを未然に防ぐため、一時預かりに向けるようにしている。事業利用の傾向として、そういった利用が増えていると考える。</p> <p>（川中子係長）市としても、虐待防止にもつながるよう事業を活用していきたいと考えている。</p>

	(星会長) 他に意見がなかったため委員に諮り、資料のとおり見直しを実施することで承認を得た。
	(2) 保育園等の利用定員の変更について
	白井課長補佐兼保育認定係長が資料に沿って説明
	(石川さやか委員) 保育士の確保が難しいという園が何か所かあったが、保育士が確保できれば定員を減らさないですんだのか。それとも、他にも要因はあるのか。
	(白井補佐) 特別な支援を必要とする園児が多い園については、保育士が確保できれば定員を減らさないと思われる。また、市街地から離れた周辺地域の園については、入所希望者が減少していることもあり、その2つの要因が理由と考える。
	(星会長) 他に意見がなかったため委員に諮り、資料のとおり変更することで承認を得た。
	(3) ヤングケアラー支援に関する条例及び計画について
	川中子こども・家庭相談係長が資料に沿って説明
	(青木委員) 民生委員や児童委員からも情報を提供したい。私たちの業務も、学校との関わりが重要だが、学校からの情報はなかなか入ってこない。この条例にもあるが、何かの機会に情報共有が進むようになると良い。
	(川中子係長) ヤングケアラーや児童虐待など、情報共有が重要だと考えている。事案ごとに状況が異なるため、事案ごとに必要な関係機関と連携していきたい。
	(飯塚センター長) 要保護児童対策ネットワーク協議会(以下、「要対協」)では、児童福祉法により守秘義務が課せられているので、情報共有が活発に行うことができる。意見を踏まえ、情報共有がより円滑に進むよう会議の場などであらためて説明するなど努めていきたい。
	(加藤委員) 要対協の委員は子どもに関わる人であり、幅広く情報共有できる重要な枠組みだと思っている。関係機関との連携をどう考えるか。また、県のケアラー支援条例も4月1日より施行となるが、その関連はどうみているのか。
	(飯塚センター長) 要対協には、学校教育課や校長会からも参加いただいている。学校は子どもたちの情報の取扱いには特に慎重であるが、個別のケース会議などでは積極的に意見交換ができています。また、県の条例は、ケアラー全般の支援条例と認識しており、県では今後、ヤングケアラーも含めた全体的な支援体制を構築していくと思っている。市としても連携を図っていきたい。
	(加藤委員) 子どもを一番よく知り、一番接しているのは先生。我々は、支援の手を用意して待っているが、差し出せないでいることが多い。学校が中間軸となり、空気を通してもらいたい。要対協の開催頻度はどのくらいか。
	(飯塚センター長) 要対協は、登録児童についてのみ情報共有を行っている。家庭の状況について確認し、どういう方針で支援を行っていくか話し合っている。会議としては、実務者会議を年4回、代表者会議を年1回実施している。

	<p>(加藤委員) 条例施行後は、子どもへの支援がさらに深まるよう、月1回程度会議を実施できるような支援体制の見直しを希望したい。</p>
	<p>(飯塚センター長) 会議の在り方については、現在、委員に意見を求めている。それを踏まえて検討していきたい。</p>
	<p>(石川さやか委員) 資料として、パブリックコメントで出された意見や、前回の会議資料からの変更点が見えるものを添付してほしい。前回の会議の資料から大きく変更された箇所はどこか。</p>
	<p>(川中子係長) パブリックコメントについては、3名の方から5件の意見等が提出された。大きな変更点としては第5条第2項の「保護者の役割等」に関することであり、その他細かい文言の修正を行った。</p>
	<p>(篠原委員) 要対協について、定例の会議以外にも、緊急性のある事案に対して、個別ケース検討会議を随時実施していることを補足したい。また、推進計画について、ホームヘルパーの派遣については、体系図のどこに入るのか質問したい。</p>
	<p>(川中子係長) 体系図「5－(3) 支援体制の充実」に該当する。</p>
	<p>(黒川部長) ケアの必要な人への支援ではなく、子どもに代わって食事の用意や掃除等の家事支援ができるようヘルパーの派遣をしたいと考えている。県においてもケアラー支援条例の施行が予定されているが、制度内容をよく確認し、必要な連携を図っていきたい。また、学校との情報共有が不足しているとの意見があったが、市では、学校を訪問し、しっかり情報の共有ができるよう連携をしており、今後も連携強化に努めていきたい。ヤングケアラーについて、家族、本人、また周囲の人たちにも正しい理解をしてもらえるような周知をしていきたい。</p>
	<p>(石川洋一委員) 学校としても、気になる子どもについては常に話し合いを行っている。その中で、行政につなぐべきか話し合い、それから外に出している。学校は、小学校では6年間子どもたちと毎日顔を合わせており、こじらせると学校に来なくなる。また、子どもは学校に行きたいのに、親が行くなということもある。どうしても慎重になってしまうが、行政や皆さんに頼ってもいいということを校長会でも伝えていきたい。</p>
	<p>(室田委員) 学校は知らなくても、地域の人は知っていることもある。子どものためなら地域の人にも力になりたいと思っている。登録されている児童だけと言っていたが、もっと私たちを使ってほしい。</p>
	<p>(加藤委員) ヤングケアラーは18歳までとなっているが、高校生の情報が入りにくい。高校生の年代についてもサポートして関係機関に繋がられるように、市内高校の関係者をこの会議の委員に含めたり、オブザーバーとして参加させることはできないか。</p>
	<p>(杉山課長) 今すぐ回答はできない。参考意見として伺う。</p>

	<p>(黒川部長) 県も条例を制定し、県立高校の教員も、ヤングケアラーについて研修を行うこともあるかと思う。その中で、鹿沼市の相談先として、こども総合サポートセンターがあるという認識をしてもらうことが、まず重要だと考える。SOS を出せずにいる子どもに周りが気付くための条例制定である。理解をお願いする。</p> <p>(星会長) 条文や計画の中に、「本人の意向を尊重しながら」という内容の言葉が何回か出てくる。当事者の意見を聴きとる機会をぜひ作ってもらいたい。</p> <p>(飯塚センター長) 当事者の意見をしっかり汲み取って対応していきたい。</p> <p>(星会長) 他に意見がなかったため委員に諮り、資料のとおり策定することで承認を得た。</p>		
	6. その他 なし		
	7. 閉会		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿沼市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて (資料1) ・保育園等の利用定員の変更について (資料2) ・ヤングケアラー支援に関する条例及び計画について (資料3) 		
次回予定	未定		
記録者	福田		
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)			
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	・ 非公開	(公開の場合) 傍聴人数
			0人